

康有為と梁啓超の憲法観——戊戌前夜から義和団事件後まで——

佐々木 揚

はじめに

一般に憲法という語は西洋近代の constitution の訳語として用いられる。それは狭義には成文憲法を意味し、国家の統治体制の基本を定めた根本法であり、また権力の制限を実現すべく権力分立による抑制均衡や国民の権利の保障を規定するものである。より広義には、「実質的意味の憲法」として、国家がある限り必ず存在するはずの国家の根本制度さらに国の根本的あり方を意味するとされる。なお constitutionalism は立憲制（政）と訳され憲法に基づく政治・制度を意味するが、この場合の憲法は狭義のそれを指

すであろう。

さて筆者は、拙論「清末の「憲法」⁽¹⁾と「戊戌変法期」の「憲法」⁽²⁾において、日清戦争前より戊戌変法までの間、中国の官僚・知識人とりわけ所謂変法派の中心人物である康有為とその高弟梁啓超が「憲法」をどのようなものと考えていたかを検討した。本稿は、これら二篇の論文に再考を加えた上で、義和団事件後、梁が「立憲法議」を発表するに至るまでの時期につき、彼らの憲法観の変遷を論ずるところを狙いとする。

ところで、この時期の康・梁の憲法観を考える際、最大の論点は戊戌変法の性格をどのように捉えるかであろう。か

つては康有為は戊戌変法に際し憲法制定と議會開設、即ち立憲君主制の樹立を目指したとするのが日中兩國における通説的見解であつたが、一九八〇年代に康の戊戌年の上奏文が発現して以来、様々な議論がなされるようになった。近年では、康は立憲君主制の実現を目標としていたが戊戌年の上奏文では周囲の状況を考慮してこれを言わなかつたとする見方が一般的であり、その上で康の改革構想の変容とその理由などが論ぜられている。⁽³⁾最近でも、茅海建が戊戌変法期の康有為その他の士人の上書における議會論の分析をふまえて戊戌変法「君主立憲」説は成り立たぬと述べたのに対し、⁽⁴⁾龔郭清はこれを批判して戊戌変法の目標は「君主立憲」であつたと論じている。⁽⁵⁾

ただこれまでの議論は、主に戊戌期に論ぜられた議會の性格をめぐつてなされており、当時憲法がどのように捉えられていたかについては殆ど検討されてこなかつた。筆者は、憲法観という視角から分析を加え、戊戌期に康・梁が考へた「憲法」とは、いずれの国にも存在する基本的な法といふいわば広義の憲法に近いものであつて、権力の制限や国民の権利の保障といった西洋近代の憲法の理念を含意してはいなかつたと論じた。本稿も基本的にこの立場に立

ち、戊戌変法期までの康・梁の憲法観を概観した上で、政変後亡命先の日本で梁啓超の憲法理解がどのように變つたかを明らかにしてみたい。

一 『日本書目志』における「憲法」

日清戦争以前、康有為や梁啓超は、大方の清朝士大夫と同じく、日本の政治や社会につき特に関心や知識を有していたわけではなかつた。一八九五年四月に日清講和条約が調印されると、在京中の康有為は三篇の長文の上奏を認め、中国の現状を批判するとともに、変法の必要と方策を詳論している。この中で彼は、西洋に関しては、その富強の理由として、諸国の並立・競争と學術奨励及び議院を設け下情を通じていることを挙げているが、日本の政治や社会については殆ど触れることなく、「其の曾睦仁と其の相三条実美、其の政を改紀し、国日ごとくに富み強し」などと記し、維新変革に対するいささかの関心を示唆している程度であつた。⁽⁶⁾

康は一八九六年初頭には広州へ戻るが、この頃より改革の参考とすべく日本書を集集し、また門弟とともに『日本書目志』を編纂し始める。⁽⁷⁾その自序で彼は自らの意図を次

のように説明している。自強を実現するには西洋の学問を学ばねばならぬが、今日翻訳書は僅かしかなく、膨大な数の西洋の書籍を今から翻訳するのでは現下の事態に間に合わぬ。他方、日本では維新後三〇年にして主要な学術書はほぼ翻訳されている。且つ日本の文字は漢字であり、「伊呂波文」を三割程度雑えているにすぎぬ。日本書を収集して翻訳刊行するのが最善の道である、と。

なお『日本書目志』に先立って梁啓超が一八九六年秋に時務報館から出版した『西学書目表』⁽⁸⁾は、当時刊行されていた翻訳書三五〇種を「西学」「西政」「雑類」に分類し解説を加えていた。ただこれらの大部分は自然科学や技術・軍事に関するものであり、西洋の政治や法・制度については、若干の書籍・冊子類が翻訳されていたにすぎなかった。例えば「官制」としては一種、「法律」については一三種——うち八種は国際法と外交に関するもの——の訳書が取り上げられているにすぎず、憲法や国制についての翻訳書は皆無であった。康有為は、漢訳の西洋書からでは変法の参考とするに足る知識は得られぬとの判断に立って、日本書に注目するに至ったのであった。

『日本書目志』は一八九七年秋にはほぼ完成し、翌年出版

され、また光緒帝に上呈されている。同書は、東京の書籍業者の同業組合が刊行した『東京書籍出版業者組合員書籍総目録』（一八九三年）に基づき、分類などを改変するとともに按語即ち註解を加えたものであった。

『日本書目志』には自然科学や文学・美術などをも含め一五門にわたる八千弱の日本書が取り上げられており、そのうち政治・法律など社会科学系文献の冊数は九百に近く、『西学書目表』所掲のその数十倍に達している。なお康有為らがどれくらいの本書を実際に収集していたのか、さらにどれほど読んでいたのかについては分明的でない。

それでは康は『日本書目志』において憲法をどのように捉えているのであろうか。その法律門は、四四二種の法律書を「帝国憲法」「外国憲法」以下「法規雑書」に至るまでの三二類に分類しており、「帝国憲法」には二八種の、「外国憲法」には七種の書名が掲載されている。法律門の冒頭に憲法が置かれていることから、康は憲法なるものを基本的な法と見なしたと考えるよりであろう。

しかしながら「外国憲法」の後の按語は、

大衆を聚むるに、則ち律法なくして之を治むる能わず。

族に譜あり、国に法あるは天の理なり。日本、維新よ

り以来、泰西の政を考求し、法度を更め立つ。

として『国憲汎論』など七種の憲法関連書を推奨するのみで、憲法とは何であり何を規定するものであるかについては触れていない。

また康は、法律門の最後に付した按語で、

『春秋』は万身の法、万国の法なり。……いわゆる憲法の権利、即ち『春秋』謂うところの名分なり。蓋し治なるや、道に幾し。

と述べている。西洋の事物とりわけ政治や制度に関わるものが儒教古典の中に認められると主張し、その導入を正当化するという論法は、この時期の康有為の著作にしばしば見られるところである。ここでの「憲法の権利」が何を意味しているのかは分明でないが、それが『春秋』の名分に附会されているのは、康が憲法なるものを基本的な法規範と捉えたことを物語っているとはいえようが、国民の権利の保障という近代憲法の理念を康が理解していなかったことを暗に示しているとも解釈できるであろう。

同様に政治門の「国家政治学」への按語は、「政治の学の最良なる者、吾が六経に如くなきなり」と述べ、西洋の議会と大統領制を儒教古典の記述に附会して論じているが、こ

れらが憲法により規定されることには言及がない。さらに「議院書」への按語では、中国古代にも議院が存在したとし、議院は西洋と日本の強国化をもたらした最善の制度であるというが、議院と君主・政府との関係には触れていない。

以上の如く、『日本書目志』中の按語には近代憲法についての理解を示す記述は見当らぬが、とまれ康は「憲法」という語及び西洋諸国と日本には憲法が存在するということを、次節で取り上げる『時務報』の記事とともに、日本の書籍目録及び収集した日本語文献から知ったのであった。しかるに彼は日本語を学んでおらず、娘の康同薇が父親のために日本語を翻訳していた。ただ彼女は当時二〇歳に満たず、政治や法律など社会科学系の文献をどれほど理解しえたかは疑問が残るところである。憲法については、『日本書目志』による限り、康有為はこれを基本的な法と捉える以上の理解には至っていなかったと考えるであろう。

二 『時務報』と『知新報』

一八九六年八月、上海で旬刊雑誌『時務報』¹⁰が創刊される。これには康有為の知友・門弟が参画しており、とりわけ梁啓超が主筆として変法を鼓吹する論陣を張り、変法思

想を普及させる上で多大の影響力を發揮した。同誌には論説や上論・上奏などに加え、欧文・日本文の新聞雑誌記事や書籍の翻訳が掲載され、外国の政治や社会に関する読者の理解を助けた。以下『時務報』で憲法がどのように取り上げられているかを見てみよう。

『時務報』第一七冊（一八九七年一月一三日）に掲載された「政党論」は『大日本』所載論文の翻訳であり、大略次のように論じている。

文明が進めば国民が大政に参加するようになり、政党が興る。政党は立憲政治と不可分であり、経世家たる者はその長短を知り憲政の美を得ねばならぬ。文明の中枢にある英米仏では二大政党制が行われているが、ドイツでは小党が分立し政府と議会が対立しており、立憲政治の運用如何が理解されていない。……日本でも、二大政党下で政権が交代する英米仏の如く、二大政党を形成し政党内閣を実現せねば、憲政の美を希求することはできぬ。

この論文は中国語で記された学問的な政党論の最も早いものといわれるが、⁽¹⁾ただ憲法という語は用いられておらず、「立憲政治」「憲政」は二大政党下の政党内閣制を示す語として使われている。当時の日本の政局を反映した議論では

あるが、中国人読者がこれより憲法の何たるかを理解するのは困難であったと思われる。

また『時務報』第二六～二七冊に連載の「日相論制定憲法来歴」は『東京日日新聞』に載った伊藤博文の演説記録を抄訳したもので、その要点は次の通りである。

明治維新前にあつては憲法政治を知る者はなく、ただ王政復古を謂うのみであつた。明治四年、封建を廃して郡県制に改め、これが憲法制定の基となつた。七年、副島・板垣らが上書して民選議院設立を言つたが、憲法には言及しなかつた。八年、憲法典例を調査することになり、また元老院・大審院を設置し、地方官会議を開いて民情を傳達せしめた。一〇年の内乱の後、政治を論ずる者が多くなつたけれども、憲法の理に通じた者はいなかつた。一四年、大隈が英国の風に倣うべしと建議したが、如何なる憲法を制定するかは言わなかつた。同年、憲法政治を施行するとの上論が出た。

自分は欧州へ行き憲法を調査するよう命ぜられた。この時自分は列邦の憲法を採つて行政の基礎とすればよいと考えており、外国の憲法は国情により様々であることを知らなかつた。憲法であるからには民権を参与させる必要があ

るが、日本の積年の政法はこれを許容するのかわからなかった。欧州に至り碩学に指教を乞い、また随員に諸国の行政の得失を調査させて、初めて憲法政治にほぼ通じることができた。最初に憲法を作ったアメリカは共和政治を採用したが、日本は君主政法の制度を作るべきであった。一六年に帰国した後、自分が憲法制定、議會開設の責を担うことになり、幾度も草案を改め、枢密院への諮詢を経て、二二年二月紀元節に新定の憲法を宣布した。

以上の如く、伊藤演説の翻訳は、維新以来憲法發布に至るまでの経過を要領よくまとめている。これによって、憲法とは国政の基本となる法であり慎重な手続きを経て制定されたこと、また諸国には様々な憲法があるが日本はこれらを参酌して君主制の憲法を作ったことは理解できるであろう。しかしながら、憲法とは何を規定するものであるのか、また大日本帝国憲法の具体的な内容については、殆ど説明されていない。民権を政治に参与させる必要があり、また憲法を制定して議會を開設することが言われている程度である。とまれ、この翻訳は、後述する如く、梁啓超が「憲法」という語を使い始める契機となる。

『時務報』には、他にも日本語からの翻訳記事で大日本帝

国憲法に触れたものが散見される。例えば、「日本外交標準」(第二〇冊)は大隈外相の衆議院での演説を報じ、

遂に憲法を發布し代議政制を立つ。是において国運開張し、文物は燦然、而して民人の愛国の念、油然として自生す。

と言う。「俄国外政策史」(第三三―三四冊)は、ロシアの新聞記者の著書を紹介する中で、日本の文明を称揚しつつ「憲法を發布し、新制度を民人に頒ち、議院に於いて参政するを准す。是に於いて、日本の文明更に進境あり」と述べる。総じてこれらの記事は、日本の憲法制定を称賛する立場から書かれており、また議會開設は憲法に基づくことを示すものとなっている。

なお『時務報』に記載された日本の新聞雑誌記事の中には、欧米諸国の憲法に言及したものもあった。即ち「法儒辨論国政」(第二二冊)は、国民新聞主筆徳富蘇峰のクレマンソーとの会見を報じているが、その中でクレマンソーは、共和政治の実を挙げるためには憲法を改正せねばならぬとして、一八七五年の憲法は帝政党が編制したもので元老院議員の如きは国民を代表するに足らず、とフランス第三共和憲法を批判している。また「列国息争条約」(第二四

冊)は、英米間の調停条約について報じ、米國憲法によれば条約締結には元老院の批准が必要であると記していた。

以上の翻訳はいずれも古城貞吉の手に成るものである。古城は一八六六年熊本に生まれ、東京大学予備門中退後、漢学を研究し『支那文学史』(一八九七年)を刊行した人物で、日本の政治については相応の知識を有していたであろう。⁽¹²⁾彼は、日本語記事に見える憲法という語を、特に説明を加えることなく、そのまま中国語訳の中で用いている。しかるに当時の中国には、憲法は勿論のこと西洋近代国家の法体系を紹介、説明する中国語文献は存在しなかった。康有為、梁啓超らは、以上の記事から、憲法とは国家の基本的な法であり議會設置を規定するものであること、また日本では伊藤博文が憲法制定に中心的役割を果たしたことを知ったであろうが、権力の制限や国民の権利の保障といった近代憲法の理念を読み取ることはできなかったと思われる。

次に『時務報』に掲載された欧文からの翻訳を見てみよう。この中で注目すべきは、第四五冊(一八九七年一月一日)から第五一冊にかけて「美国合邦盟約」として連載されたアメリカ合衆國憲法及び修正一五カ条の全訳である。これは一八八六―八九年に駐米・西・ペルー公使を務めた

張蔭桓の『三洲日記』(二八九六年刊)に収録されていた訳文――八〇年代初に陳蘭彬公使の翻譯官であった蔡錫勇が訳したという――を転載したものであった。⁽¹³⁾その訳文は概ね妥当であり、且つ例えば「第一章 論立法司」の下に、

合衆國の政治は三門に分る。一は行法司と曰う。總統これなり。一は立法司と曰う。国会これなり。一は定法司と曰う。律政院これなり。

と記す如く、所々に割註が挿入されている。蓋し西洋近代國家の憲法の全文が広く中国知識人に提供されたのはこれが最初であろう。⁽¹⁴⁾

ただ「美国合邦盟約」では、議員の選挙方法や議會での議事手続きなどについては割註により若干の説明が加えられているものの、憲法制定の経緯や憲法が全体として意味するところに関する解説はなされていない。修正一〇カ条の「権利の章典」についても、陪審に関し簡単な註がある以外には特に説明はなく、「続増盟約」として条文が列挙されているのみである。この翻訳から権力の抑制均衡や人民の権利の保障を知ることが容易でなかったと思われる。なお米合衆國憲法を「合邦盟約」と訳しているのは、連邦制をとる同憲法の性格からみて適切であるとも考えられる。⁽¹⁵⁾た

だ、この「盟約」が日本語から入った「憲法」と同じものであると中国人読者に理解されたかについては疑問が残るであろう。

一八九七年二月に梁啓超ら康有為の門弟が澳門^{マカオ}で創刊した旬刊雑誌『知新報』⁽¹⁶⁾にも、アメリカ合衆国の憲法に触れた文章が掲載された。第二四冊（一八九七年七月一〇日）から第四二冊まで一九回にわたり連載された「丁酉列国歳計政要」がそれであり、J. Scott Keltie, ed. *The Statesman's Year-book, 1897* (London: Macmillan, 1897) に基づき、渡米経験を持つ周靈生が翻訳した。当初は世界の各国を取り上げるとしていたが、結局アメリカとスイスの一部を記載したのみで打切られている。康有為は、戊戌変法の最中、その巻首の一四種の表に序言と按語を加え、「列国政要比較表」として光緒帝に上呈している。

アメリカ合衆国については、冒頭の「總統」の項で、合衆国憲法に「国例」、同修正箇条に「新例」の訳語をあて、大統領の任期と選出方法、また軍指揮権や議会に対する拒否権などの権限を簡単に説明している。なお三権は「行政」「議院」「掌律」とされている。「議院」については、上下両院の権限や議員の人数・選出方法、憲法改正手続などを記

すが、大統領といえども「例」に違反すれば上院により裁判されるとし、憲法上、議院は強い権限を持つという。「省例」の項には、州憲法、州知事及び二院制の州議会についての説明があり、州議会の権限が広範囲に及ぶとされる。

総じて「丁酉列国歳計政要」では、アメリカの政治制度につき、合衆国憲法中の条項を引用しつつ平明な叙述がなされているといつてよい。ただ「刑章」の項で連邦裁判所と州裁判所及び陪審について記すものの、三権分立による抑制均衡の理念は説明されておらず、むしろ議院の権限が強いことが言われているように読み取れる。また憲法修正一〇カ条が保障する人民の権利については説明がない。

なおスイスに関しては、Constitution and Governmentが「国典」と訳され、しばしば改正された憲法は概ね「朝制」とされている。

ところで、『時務報』『知新報』に載った欧文の新聞雑誌からの翻訳記事の中にも、憲法に言及するものがあつた。例えば仏字紙からの翻訳ではフランス第三共和憲法が「国制法律」と訳されている⁽¹⁷⁾。或いは英字紙に掲載された駐米日本公使の文章の翻訳は、大日本帝国憲法を「国典」と訳し、これには信教の自由が明記され、また日本では憲法に

基づく議会政治が整然と行われている、と述べていた。⁽¹⁸⁾

以上の如く、戊戌変法前夜、『時務報』『知新報』により、康・梁ら変法派知識人には憲法に関し断片的ながらも様々な知識・情報がもたらされていた。日本の新聞雑誌記事からの翻訳では、日本語そのままに「憲法」が用いられており、この語が徐々に中国で使用されるようになる。他方、欧文からの翻訳では、「盟約」「国例」「国典」「朝制」「国制法律」など様々な訳語が当てられていた。但し、いずれの翻訳でも、諸国の憲法の内容について個別的な若干の説明は見られるものの、憲法とは如何なるものであるかに関するまとまった解説は見当らない。また日本語から入った「憲法」と「盟約」「国例」などが同一の範疇に属するものと捉えられていたかも分明でない。筆者は、戊戌期については米国など西洋諸国の憲法の影響は殆どなかったのではないかと考えている。

三 戊戌前夜の梁啓超の「憲法」認識

梁啓超は、前述の『西学書目表』で、西洋の政治が優れているのは「章程」が詳細・慎重に作られ実施されているからであるとして、その翻訳を主張していた。ただ彼は、こ

の頃西洋の法体系を知らず、国家の制定法と企業・団体の規則類とを区別せず一括して「章程」と捉えていた。

『時務報』が発刊されると、梁は「変法通議」を連載して同時代人に多大の影響を及ぼすことになる。彼は「論学校七 変法通議三之七 訳書」(第二七冊、一八九七年五月二二日)において、翻訳すべき西洋の有用の書として章程・教科書・「政法」・史書を挙げ、先ず章程について次のようにいう。

中国の律例は一たび成れば変ることなく、施行されるか否かも問われぬが、西洋では然らずして、「議法と行法は分ちて其の人を任」じ、法が定まれば所司に付して必ず施行する。それが実施不可能であれば、直ちに議して変更する。故に西洋の律例は常に変化し、いつも実行される。各官庁の章程は正にこれである。

ここで梁啓超は、中国とは異なり西洋では立法と執行が分離していることに触れてはいるが、これは権力の抑制均衡という角度から捉えられているとはいえない。⁽¹⁹⁾ただ梁は「政法」について、

それ政法は立国の本なり。日本の変法は則ち其の本を先にし、中国の変法は則ち其の末に務む。……故に今

日の計、憲法を改むるより急なるはなし。必ず尽く其の国律・民律・商律・刑律等の書を取りて広く之を訳すべし。

と論じ、馬建忠の「擬設繙訳書院議」に拠って直ちに翻訳すべき西洋の法律書を列挙している。梁の文章において「憲法」という語が現れるのは蓋しこれが最初であろう。

ところで「政法」「憲法」は、時を同じくして『時務報』に載った前述の「日相論制定憲法來歴」で使われていた語であり、この伊藤博文の演説記録にあつては、「政法」とは「政治のあり方」を、「憲法」は constitution を意味していた。梁啓超は、伊藤演説の翻訳より「憲法」という語を知ったけれども、これを「中国にも存在する基本的な法」と解したものと思われる。なお「国律」「民律」等は馬建忠が用いている語であり、「国律」は constitution の訳語であつた。⁽²⁰⁾ 梁啓超は馬建忠と親交を結んでいたが、未だ「憲法」と「国律」はいずれも constitution の訳語であることを知らなかつたといえる。

その後梁啓超らは、翻訳書を大規模に出版すべく、上海に大同訳書局を設立した。梁は「大同訳書局叙例」(『時務報』第四二冊)において、日本文を主とし科学技術よりも

「政学」を優先するとの方針を示すとともに、

総綱を変えんと欲するも、憲法の書、得て読むなし。分目を変えんと欲するも、章程の書、得て読むなし。……

憲法書を訳し、以て立国の本を明らかにす。章程書を訳し、以て弁事の用に資す。

と記している。ここにおいては、それまで分明でなかつた「憲法」と「章程」の関係が明示され、前者は国家の総綱に関する基本的な法、後者はその下位にあり個別具体的な実務に関わる法規類とされている。

この直後、梁啓超は湖南時務学堂に中文総教習として招聘され、一八九七年一月長沙に到着し、湖南における変法運動の急展開に主要な役割を演ずることになる。

梁は早速「湖南時務学堂学約十章」(『時務報』第四九冊)を作成し時務学堂の教育方針を提示するが、その中の「経世」の章において、今日の積弱の由来と自強の道を知らんとする際、西洋諸国の近代史・憲法・章程の書及び各国の新聞雑誌を参考とせねばならぬという。また時務学堂の教育では、中国の学問については「経義・掌故」を主とし、西洋の学問は「憲法・官制」を目標とするという。憲法が重視されていることが知られるが、ただその内容は説明され

ていない。国家の基本的な法という以上の理解には至っていないかったであろう。

四 戊戌変法期における康有為の「憲法」観

一八九七年秋入京した康有為は、ドイツの膠州湾占領という事態に際会し、同年末「上清帝第五書」を執筆する。⁽²¹⁾この上奏文は、中国分割の危機が迫っているとして、ロシアのピョートル一世と明治日本に倣い改革を断行せよといった提言を記すが、その中で、

これより国事は国会に付して議行せよ。……万国の律例を採択し、憲法の公私の分を定めよ。

と述べているのが「国会」「憲法」を初めて清朝に提議したものととして注目されてきた。

ここでの「国会」という語は後述の『日本変政考』では府県会と対比して用いられており、一国規模の議會を指していると考えてよい。他方「憲法の公私の分」が何を意味しているかは分明的でないが、『日本変政考』の所論からみて西洋近代的な狭義の憲法を含蓄していないとは言えるであろう。

一八九八年一月末、康は清朝首脳部との会談を経て「上

清帝第六書」を提出する。⁽²²⁾ここでは二〇名前後より成る制度局を設置して新政の審議・決定を行うことが主張されているが、憲法や議會については言及がない。その後、少数の精鋭より成る制度局——議政処、立法院など様々な名称が用いられるが内容はほぼ同じである——を変法の中枢機関とするという構想は、戊戌変法期を通じ康が一貫して主張するところとなる。ただこの間にあつても彼は「憲法」に言及することがあつた。

則ち康は、同年六月御史宋伯魯のために代作した上奏文において、西洋の「三権鼎立」を援用しつつ中国でも「論思」の専官がなければ新制を作りえぬと論じ、中国や日本の前例に倣い天下の通才を集めて内廷に立法院を設け、皇帝が親臨し親王・大臣も参加して「章程を草定し、憲法を酌定し、周人の象魏に懸る如く、後世の会典を修むる如く」せよという。⁽²³⁾ここでは「憲法」は周代京城の門に高く掲げたような基本法、「章程」は会典の如き個別的な法規類を意味しており、前述の梁啓超の捉え方と軌を一にしている。なお梁は同年三月頃入京し、康有為らと合流していた。

ところで康有為は『日本書目志』の編纂と並行して『日本変政考』の執筆を進めていた。同書は一八九八年四月に

先ず一〇巻本として、次いで七、八月に加筆・修正と按語を加えた一二巻本として光緒帝に上呈されている。⁽²⁴⁾

『日本変政考』は編年体史書の体裁をとり、概ね指原安三『明治政史』（一八九二―九三年）に依拠しつつ、明治元年から憲法発布を経て二三年の帝国議会開院までを扱っていたが、その編年には意図的な改変が見られ、文章についても時に誤訳や改竄さらに史実の捏造が認められる。『日本変政考』に関しては拙論「戊戌変法期の「憲法」で詳論したので、以下その要点のみを記しておく。

康は、同書で西洋諸国と日本における立法・行政・司法の三権分立を称賛しているが、これは中国には立法・議政機関が存在しないことを強調するためであって、それぞれの役割を持つ三機関があるということを描くにすぎず、抑制均衡による権力の制限に気付いてはいなかった。

議会については、「民選議院」を称賛し、「下情」を通じ「衆議」を集めるところであって、これが最善の法・政策を案出し、また国民の統合による強国化をもたらすと考えた。ただ康は、民智未開という中国の現状に鑑み、立法の行政に対する優位を主張するとともに、民選ではなく少数の精鋭が任命される制度局の設立を唱えている。彼にあっては、

立法と議政則ち政策の審議・決定との区別は判然としていなかった。

司法に関しては、康は中国の裁判・刑罰を批判しつつ、西洋と日本の優れた司法制度の諸側面に注意を払っており、日本の憲法は陪審制を規定しているといった如き捏造さえも行っている。しかしながら司法権の独立は触れられていない。

憲法による国民の権利の保障については論じていないが、ただ言論の自由に関しては、康は日本の讒報律を称賛し、中国でも無責任な言論を統制すべく謠言禁止令の制定を提言している。

康有為は憲法制定と帝国議会開院を日本の変法の帰結点と見なしたけれども、彼の变法構想の当面のモデルは一八六八年前半の政体書頒布に至る過程であった。彼が制度局で議すべしという「憲法」は、もし起草されていたならば、議会や国民の権利についての規定を欠き、強力な権限を有する制度局を始めとする統治機構について記し、また言論の統制を謳うものとなっていたであろう。これは西洋近代の憲法とは異質の、変法を遂行する上での基本法であって、かくみれば康が戊戌変法に際し立憲君主制の樹立を目指し

たとする通説的見解は成り立たぬことになる。

五 『清議報』の創刊と「各国憲法異同論」

一八九八年九月の戊戌政変により康有為、梁啓超らは日本へ亡命し、翌月東京に到着した。康は翌九九年四月日本を退去するが、梁はその後一九二二年まで日本に留まり、多彩な言論活動を展開する。

梁は来日後間もない頃より雑誌の発行を企画し、横浜の華僑で印刷業を営む馮鏡如らの援助を得て、一八九八年一月に旬刊雑誌『清議報』⁽²⁵⁾を創刊した。梁は同誌の主筆として引続き変法論を鼓吹し、また光緒帝擁護、西太后非難の論陣を張ることになる。

それでは『清議報』において「憲法」はどのように取り上げられているのであろうか。

梁啓超は同誌第一冊の「論八月之變乃廢立而非訓政」において、中国の「立君」に関しては憲法がないという意見に対し、「六経は即ち中国の憲法たり」と述べ、西太后の篡逆は経義に反すると非難している。ここでの「憲法」は、これまでと同じく、中国にも存在する基本的な法という意味で用いられている。

ところで梁は来日後、日本語を学び日本書を読み始めており、日本書を通じて政治学・経済学など民智を開き国基を強くする上での急務となる学問を学ぶことを提唱するとともに、彼に日本語を教えた羅普の助力を得て日本語の速修教科書『和文漢読法』を編輯する⁽²⁶⁾。

梁が日本語書籍より新しい知識を吸収し始めたことは直ちに『清議報』の編集方針に変更をもたらすことになった。即ち同誌第一冊（一八九九年四月二〇日）の「改定章程告白」は、本報は「清議を主持」し「民智を開発」することを宗旨としてきたが、いま改良を加え政治学や経済学の書を翻訳して掲載するとし、「政治学譚」という欄を新設する旨を表明している。かくて同冊にはブルンチュリ (Johann C. Bruntschli) 著・平田東助・平塚定二郎訳『国家論』の吾妻兵治による漢訳が「国家論 德国伯倫知理著」として掲載され——訳者名は記されていない——、引続き二二〜三冊には加藤弘之「各国憲法の異同」（『東京学士会院雑誌』第十七編之五、一八九五年）を梁啓超が漢訳した「各国憲法異同論」が連載される⁽²⁸⁾。蓋し梁はブルンチュリの漢訳本と加藤の論文に触れることによって「政治学譚」欄の新設を思い立ったのであろう。梁は加藤論文によって西洋諸国及

び日本の憲法につき初めて体系的な知識を得ることになる。次に梁訳「各国憲法異同論」の内容を加藤論文と対照しつつ見てみよう。

梁訳の前文では、憲法とは欧語のコンスティテューションであり、国家の一切の法律の根本の大典である、国家の大典であれば専制政体・立憲政体・共和政体を問わず憲法と称してよさそうであるが、近日では議院を有する国の定めた国典のみが憲法と称されているという。

第一章「政体」では、今日政体は君主国と共和国に二分され、君主国はさらに専制君主国と立憲君主国に分けられるが、今日の共和国はみな「有議院の国」であるので立憲政体と称してよいとする。次いで、世界の立憲君主国・共和国は政府と国会の権力や人民の権利につき、それぞれ異なるとした上で、憲政——立憲君主国政体の省称と註記する——の始祖は英国であり、七百年前より徐々に立憲政体に変わり、途中殆ど専制となり又共和ともなったが、今日では完全無欠の憲政を成しているという。他の欧州諸国も専制から立憲に変わったが、英国の如くには成功せず、フランスでは百年前の「民変大起」以来の転変があり、他国でも騒乱が相継ぎ、憲政が成就したのは数十年前にすぎぬ。

英国の憲政は、学問・議論より成る他国の憲政とは異なり、實際上より進歩したもので、他国よりも優れているという。

第二章「行政・立法・司法の三権」では、三権分立は政府の専恣を防ぎ人民の自由を保護すべくモンテスキューが唱え、今日の立憲国はみな三大権を分立しているという。ただ実際には、英国及び政党政治の国では行政官を黜陟するなど国会の権力が強い。他方米国では行政官の権力は政党政治の君主国に比べ強力であるという。

行政権は即ち行法権なりとし君主・政府の職務を国会の議した法律の執行のみに限定するモンテスキュー説を非とするが、「その謬妄なること固より論を俟たず」という加藤の評語は梁訳では省略されている。また行政権を最重要とし、その下に立法・司法・兵馬の三権が隸属するというコンスタンチン・フランツ (Constantin Franz) の説を紹介するけれども、梁訳は「康氏・弗氏」と記す如く、これを二人の学者の説と誤認している。さらに三権が全く分離しては国家は統一できぬので統一の下に三権を分つべしと論ずる碩学「布龍哲」即ちブルンチユリの説を取り上げている。

第三章「国会の権力及び選挙議員の権利」の原題は「国会の組織権力並に選挙被選挙の権利」である。二院制の長

所を説明し、上院の制度は各国で異なるが、下院は君主国・共和国とも同一であり、人民より公挙されるという。選挙区・選挙権、直選法と間選法につき説明し、被選挙権や議員の任期についても各国の違いを記している。

上院には貴族や富人が入るので保守党が多く、下院は人民の代表であるので進歩党が多い。進歩ありて保守なければ時に急進化して国家の大事を誤るので両院制が最善である。梁はこの箇所「保守ありて進歩なければ以て国を立つるに足らず」と加筆している。

国会の権利としては、政府提出の憲法改正案、法律案、予算案の議定を挙げるが、加藤論文中の「各院より提出せる憲法改正案及び法律案を議定すること」という箇所は梁訳では省略されている。また政府を監督する権利につき説明する。

第四章「君主及び大統領の制と其の権力」では、君主は世襲であり継襲の法は国により異なるとする。共和国の大統領は必ず公挙により、任期がある。憲法には国王は責任を有せず政府大臣が責任を有すと明記されているという。大臣の副署を「承宣」と訳している。大統領は責任を有すとされる。また軍の統率や宣戦・講和、条約締結、憲法改正

と法律の准駁、国会の召集、下院解散、法律・勅令の発布、一切の政務の施行、司法権の執行、特赦・減刑などの権利について、各国の違いを説明し、君主が有するこれらの権利を大統領は概ね持たぬか或いは制限されているという。

第五章「法律・命令及び予算」は、立憲国では国会の議定を経たものが法律と称され、君主及び政府大臣が發布する法制規則は命令と呼ばれるという。国会の予算案議定権や法律として定めるものの範囲（界）は国により異なるが、重要な法律として民法、刑法などを列挙し、英国は法律の種類が最も多く、フランスでは少ないという。

第六章「臣民の権利及び義務」には「義務とはほぼ名分の職分の如し」という註が付されている。臣民の権利・職分の確定は各国憲法中の要点であるとし、言論・集会・行為等の自由、所有権、請願権、納税・兵役の義務などを挙げ、各国で寛嚴が異なるという。

第七章「政府大臣の責任」は、大臣は君主が黜陟するが、政党政治の国では国会議員中の多数党の首領が首相となり各部大臣を任命するという。政府の大臣は合して一切の政務を執り、分れて各種の政務を執るもので、行政法上、刑法上の責任を有すとされる。

以上、梁訳「各国憲法異同論」の内容を紹介した。若干の誤訳や省略・加筆があるものの、加藤論文の趣旨を概ね正しく伝えているといってよい。梁啓超及び『清議報』の読者である中国知識人にとって、憲法が規定する三権分立の意味、君主の無答責と大臣責任制、国民の権利・義務などは初めて知るところであったと思われる。

前述の如く、梁は来日前、憲法は何れの国にも存在するが西洋諸国にあつては様々な法規類に優越する国家の基本的な法であると考え、その翻訳・学習を主張していた。このように梁は「憲法」に強い関心を抱いていたからこそ、日本亡命後半年にして加藤論文を入手、翻訳し、近代憲法及び立憲制の概略を知り、それまでの曖昧な認識を払拭することができたのであつた。また「各国憲法異同論」は、中国語で記された最初の憲法概論として『清議報』の読者に提供されたともいえる。

なおブルンチュリ「国家論」も随所で憲法・立憲制に言及していた。即ち第一章「国家の改革」は、一六〇一七世紀マキャヴェリ、ボードン、ロックらが共和、専制、立憲を論じた、英国は一六八八年の改新で立憲王政となり今世の代議憲法制定の基を開いた、と述べていた。第二章「国

家の主義」では、国家有機体説の立場から、民人の意志は即ち国家の精神であり、憲法はその体で官府・議院はその四支五官である、四支五官を連結して統一するものが精神即ち憲法である、と論じている⁽²⁹⁾。この頃梁啓超は未だ国家有機体説を受容してはいなかったが、「国家論」の記述からも憲法の何たるかについての知識を得たであろう。

ところで梁訳「各国憲法異同論」では、加藤論文中の「独裁」という語が全て「専制」に置き換えられている。「専制」は「礼記」や「史記」などに典拠をもつ語であるが、中国近代にあつては、前引の日本語論文の翻訳「政党論」(『時務報』第一七冊)で「立憲」「憲政」に対比して「君主専制」の世の朋党が言われているのが早期の例であろう。梁啓超自身は「戊戌政変記」(『清議報』第三冊)で露清両国の「専制の君権」を批判しており、「商会議」(『清議報』第一二冊)でも「古えは専制の世」と記していた。他方「独裁」は、明治日本では「専制」とともに概ね立憲制・議會制の反義語として使われたが、古典には見られぬ和製漢語であろう。梁は和製漢語を避けて、中国で使われ始めていた「専制」に置き換えたものと思われる。

また梁訳は「専制政体」「立憲政体」「共和政体」に、旧

訳ではそれぞれ「君主の国」「君官（民）共主の国」「民主の国」とされていたと註記している。君主・君民共主・民主の政体三分法は、一八七〇年代以降、王韜や鄭観応の著作によって中国知識人の間で知られるようになったが、これは元首が世襲であるか否かと議会の有無によって区別したものであった。他方、加藤論文も独裁・立憲・共和の三政体を議会の有無によって区別しており——加藤論文の「代議政体」を梁が「議院を有するの国」とするのは適訳であろう——、共和政体も実質的には立憲政体であるとしていたので、君主・君民共主・民主を専制・立憲・共和に改めることは困難でなかったと思われる。以後、中国知識人の間で君主・君民共主・民主の三分法は徐々に使われなくなっていく。

なお梁訳では、憲政が最も発達した英国は半或いは不成文憲法の国であるのに対し、他の諸国は欽定或いは民約の成文憲法をもつという加藤論文第一章中の箇所が省略されていた。「マゲナ・チャータ」「ハベアスコルプス・アクト」等の片仮名語が難解であったからかもしれない。このため梁訳では成文憲法についての理解がやや曖昧になっていると思われる。

因みに、梁訳「各国憲法異同論」は西洋の憲政史にも簡単に触れていたが、その後『清議報』には西洋の近代史を専制から立憲への移行として論ずる文章が掲載される。例えば有賀長雄「第十九世紀外交一覽」（第三九冊、一九〇〇年三月二日）は、ウィーン体制の下で専制政体が復活したが、一八三〇年及び四八年の革命を経て民権自由の風雲が全欧に普及し、諸国は憲法を制定或いは改定し立憲政体の時代となった、と述べていた。加藤弘之も「十九世紀思想変遷論」（第五二冊）で、一九世紀の前半は人民の権利の保障に関わる「国家上の思想」の時代であり、立憲政体が確立することで結末を迎えた、と論じていた。これらにより梁啓超及び『清議報』の読者は、専制政体から立憲政体へ進むのが時代の趨勢であることを知ったであろう。

他面、中国に関し、『清議報』には、歴史を顧みて過去の政体を専制として批判する言説が現れる。即ち同誌第二七冊（一八九九年九月二五日）の「無涯生」の論説は、中国人は歴代専制政体の下に呻吟していたので、「自主の権」を知らぬと述べていた。第三一冊所収の「東亞時論」からの翻訳は秦以降の君主専制政体と易姓革命について論じている。梁啓超自身も、「論中国与欧州国体異同」（第二六冊）では、

欧州の歴史と対比しつつ中国では秦が封建を廃し郡県を置いてより一統時代となったと述べていたが、後には「諸侯封建……一王専制」(第三五冊「少年中国説」)、「二千余年専制の下に馴伏」(第五七冊「論中国民氣之可用」といった如く、それまで「郡県」の名で呼ばれていた秦以降を専制の時代とするようになる。

とまれ一九世紀末に日本語から入り梁啓超も使い始めた専制という語は、一九〇〇年代中国知識人の間で急速に普及し、立憲派、革命派さらには清朝官僚さえも秦以降当時までの中国の政体を専制政体と呼ぶようになる。⁽³⁰⁾

六 梁啓超の「立憲法議」

梁啓超は加藤弘之の論文により近代憲法の概略を知ったが、その後直ちに憲法の制定を主張したわけではなかった。梁は来日後、孫文グループに接近し、これが一因となって一八九九年末康有為の命によりハワイへ赴き保皇会の組織に奔走する。翌年、義和団事件が進行する中、梁は庚子勤王或いは自立軍起義に参画し、七月中国へ帰るが、自立軍起義の失敗後、南洋を経てオーストラリアへ行き、翌一九〇一年五月日本へ戻った。この間、武装蜂起による西太后

政府の打倒と光緒帝の復辟を構想し、さらには共和制国家の樹立をも視野に入れていたといわれる。

さて梁は『清議報』第八一冊(一九〇一年六月七日)に「立憲法議」を発表するが、同誌第七七、八四冊には彼がオーストラリアから郵送した「積弱溯源論」が連載されている。先ずその要点を記しておこう。

中国の積弱の根源は愛国心の薄弱にある。中国人は国家を知らず、西洋では国家の主人は国民であり君主・官僚は公僕といわれているのに、中国では国民は奴隷扱いされている。国民の腐敗の原因は奴性・愚昧・利己主義・欺瞞・怯懦・無気力にあり、このような国民が国を亡ぼす。国家を一姓の私産として保持するのが古来の朝廷の政術の根源であり、国家の主人たるべき国民を愚弄、懐柔するために硬軟の術策が用いられている。梁啓超は、このように論ずる際、モンテスキューの専制政体論を参照し、中国史に適用した。なお梁は「飲氷室自由書―蒙的斯鳩之学説」(『清議報』第三二冊)を発表し、初めて中国語でモンテスキューを紹介していた。⁽³¹⁾

梁は以上のように中国人の内面に存在する諸々の欠陥を指摘するが、これへの処方箋は必ずしも十分示していない。

中国人を西洋近代的な国民に改鑄せんとする構想は後の「新
民説」で展開されることになる。⁽³²⁾

「積弱溯源論」と同時に発表された「立憲法議」は、中国
で新たに建設すべき国民の国家の根本法を論じたものであつ
た。その概要は次の通りである。

世界各国の政体は君主專制政体・君主立憲政体・民主立
憲政体の三種から成り、立憲政体と專制政体は憲法の有無
により区別される。憲法とは万世不変の憲典を立て、一国
の人は君主・官吏・人民を問わず共に遵守するものであり、
國家の一切の法度の根源であつて、後に如何なる法令を發
し又変更するにしても憲法から乖離することは許されぬ。

立憲政体は「有限権」の政体であり、各国の憲法は先ず
君主統治の大権及び皇位継襲の典例を記し、君主の権限を
明らかにしている。次いで政府及び地方政治の職分を記し、
官の権限を明らかにする。さらに議会の職分及び人民の自
由について記し、民の権限を明らかにしている。君主権が
有限であるとは、臣民ではなく憲法が制限するということ
である。中国でも古来君主権には天意や祖法による制限が
あったが、憲法が存在しなかつた故に有名無実であつた。

憲法は必ず民の権限を明記するが、これは暴戾・暗愚の

君主が出て憲法を蹂躪するのを防止し、また官僚が不法を
働かぬかを監督するためである。憲法と民権は不可分であ
る。

專制国は賢君が少なく愚君が多いので一治一乱を繰り返
す。立憲国では君位の承襲、主権の所在は決つており、大
臣の進退は議院の賛助の多寡により、君主の政治は必ず国
民の欲するところに由り議院の協賛を経ており、また民間
に疾苦のことがあれば議院に提訴できるので、民は上を怨
むことがない。立憲政体は「永く乱萌を絶つ」の政体であ
る。⁽³³⁾

今日の世界は專制政体から立憲政体への交代期にあり、こ
れは近百年の欧州の歴史が示す如く理勢のしからしめると
ころである。なお民主立憲政体（共和政体）には、施政の方
略がしばしば変わり、総統選挙時に激烈な競争が行われる
などの欠点がある。君主立憲政体が最良の政体であり、民
主立憲政体は民衆が圧迫を受けるなど、やむをえぬ場合に
成立するものである。

梁啓超は、以上の如く論じて中国も君主立憲政体に移行
すべきことを主張するが、ただ立憲政体は民智が開けてこ
そ可能になるのであり、日本の経験が示す如く準備期間が

必要であるという。且つ憲法は根本法であるから慎重に作成せねばならぬとして、一、皇帝が中国は君主立憲の帝国になる旨の明詔を下す、二、欧米日本に重臣三名と随員を派遣し諸国の憲法を調査研究させる、など五段階の準備作業を経て二〇年後に憲法を実施することを提言している。

以上「立憲法議」の内容を概観した。ここで先ず注目すべきは、憲法とは国家の根本法であり他の諸法令はこれに違反しえぬという近代の成文憲法の特徴が「各国憲法異同論」よりも一層明確に捉えられていることである。また後者では立憲政体と専制政体は議会の有無によって区別されていたが、「立憲法議」では憲法の有無によって区別されている。これも梁の成文憲法についての理解が進んだことを示しているといえよう。³⁴

次に、憲法による権力の制限について、君権・官権は憲法により制限されるというが、「各国憲法異同論」が記していた三権分立には言及がない。議会についても、民権の機関とし行政への協賛、大臣の任免及び請願受理の権限を挙げますが、立法権には触れていない。権力の制限は、権力分立ではなく、君権・官権・民権の内容が憲法に明記されることよって実現されるという捉え方をしている。議会の

立法権に対する梁の理解は未だ十分でなかったといえるかもしれない。

なお憲法と不可分の関係にあるという「民権」についていえば、この語は『時務報』や戊戌期の言論では概ね君権と対をなす政治的権利或いは参政権の意味で用いられていた。ただ「民権」は時に「民主」即ち民が権力を持ち君権を否定する共和制と同義であると解され、保守派の攻撃を招いたことは「立憲法議」でも触れられている。梁啓超は来日後、政治的権利或いは権力を示す語として使われてきた「民権」には他の意味も含まれることに気付く。即ち「各国憲法異同論」は、臣民の権利の確定は憲法中の要点であるとして、言論著作・集会結社・行為・居住の自由、所有権利、請願権利を挙げ、所有権と請願権には註で説明を加えている。梁は「民権」には様々な自由・権利が含まれることを知ったであろう。

ただ「立憲法議」は、民の権限として「議会の職分」即ち参政権と「人民の自由」をいうのみで、「自由」の内容は記していない。³⁵「立憲法議」は中国の官僚・知識人に憲法の何たるかを説き君主立憲政体への移行を呼びかけることを目的としていたので、人民の自由と権利などは当時の中国

では理解が困難であると判断して略したということかもしれない。梁は、結語において、中国の憲法が如何にあるべきかについては管見を持つが、今はこれを論ずる時ではないと述べている。この間の事情を物語っているとも考えられる。

おわりに

本稿における考察は以下のようにまとめることができるであろう。

康有為や梁啓超は、対日敗戦後、変法の参考とすべく西洋の政治や学問についての知識・情報を自覚的に求め始めた。この際彼らは、第一に、西洋の書籍の漢訳さらに日本書に着目し、これらを収集するとともに目録を作成した。日本の書籍目録に基づく康編『日本書目志』に掲載された憲法関連書を含む社会科学系文献の冊数は梁編『西学書目表』所載のそれに比べ数十倍に達し、彼らは変法を実現するには日本書を研究せねばならぬとの確信を強めた。ただ戊戌変法以前にあって彼らがどの程度日本書を読解していたかについては疑問が残るであろう。

第二に、彼ら特に梁啓超は『時務報』と『知新報』に拠つ

て変法論を鼓吹したが、両誌には論説などと並んで欧文・日本文からの翻訳も掲載され、外国の政治や社会に対する彼らの理解を助けた。

日本の新聞雑誌記事からの翻訳では constitution の訳語として日本語そのままに「憲法」が用いられており、この語が徐々に中国で使われ始める。他方、欧文からの翻訳では「国例」「国典」「朝制」「国制法律」など様々な訳語が当てられていた。アメリカ合衆国憲法の全訳も「美国合邦盟約」として掲載されている。ただこれらの翻訳には、諸国の憲法についての断片的な記述や説明は見られるものの、憲法とは何であるかに関してのまとまった解説は見当らなかった。かかる状況の下、梁啓超は「憲法」なるものの存在に気付き、何れの国にもあって一般の法規類に優越する基本的な法であろうと考え、その翻訳・学習を主張した。康有為も『日本書目志』を編纂する中で「憲法」の存在を知り、戊戌年の上奏文や『日本変政考』で光緒帝に憲法の作成を提言する。ただこの「憲法」は、もし起草されていたならば、議会や国民の権利についての規定を欠き、強力な権限を有する制度局を始めとする統治機構について記し、また言論の統制を謳うものとなっていたであろう。これは西洋

近代の憲法とは異質の、変法を遂行する上での基本法であつて、かくみれば康が戊戌変法に際し立憲君主制の樹立を目指したとする通説的見解は成り立たぬことになる。

戊戌政変後、梁啓超は亡命先の日本で日本語を学び日本書を通じて様々な学問や思想を吸収し始め、一八九九年四月『清議報』に「各国憲法異同論」を発表した。これは加藤弘之の論文の漢訳であつたが、憲法とは国家の一切の法律の根本の大典である、近日では議院を有する国の定めた国典のみが憲法と称されると述べ、またモンテスキューを引用して三権分立を説明し、議会の構成・権限、君主の無答責と大臣責任制や臣民の権利・義務にも言及していた。この論文は中国語で記された最初の憲法概論といふべきものであつて、梁は初めて近代憲法の何たるかを知り、それまでの曖昧な憲法理解を払拭しえたといえる。

なお梁訳は加藤論文中の「独裁」という語を「専制」に置き換え、諸国の政体は専制政体・立憲政体・共和政体に分れるとする。その後「専制」という語は中国知識人の間で急速に普及し、専制政体から立憲政体への移行が時代の趨勢である、また中国は秦以降専制政体であつた、といつた議論が一般に行われるようになる。

義和団事件後の一九〇一年六月、梁啓超は「立憲法議」を発表し、中国の官僚・知識人に中国も立憲君主政体を採用すべきことを呼びかけた。「立憲法議」では、立憲政体と専制政体は憲法の有無によつて区別され、憲法は君権・官権を制限するとともに民権を明記するという。ただ民権としては議會を通じての協賛権・大臣任免権と「人民の自由」が言われているが、「自由」の内容や議會の立法権については記されていない。

翌年二月、梁は「論立法権」(『新民叢報』第二号)において権力の分立と抑制均衡を説きつつ立法権を国民に帰せしめよと主張し、また今の世の文明の法は人民の参政権、服官権や言論・結集・出版・遷移・信教など各種の自由権を定めていると論じた。ここに梁啓超の憲法理解の一応の到達点を見ることができらるであろう。

- (1) 佐々木揚「清末の「憲法」——日清戦争前後——」(『九州大学東洋史論集』三一号、二〇〇三年)。
- (2) 佐々木揚「戊戌変法期の「憲法」——康有為『日本変政考』を中心として——」(『東洋学報』八八巻二号、二〇〇六年)。
- (3) 戊戌変法についての研究史整理は、佐々木「戊戌変法

期の「憲法」の「はじめに」を参照されたい。

(4) 茅海建『戊戌変法史事考』(三聯書店、二〇〇五年)二八六～二九二頁。

(5) 龔郭清『近代中国政治文明的構建—戊戌維新時期康有为政治改革思想研究—』(社会科学文献出版社、二〇〇七年)一七二頁。

(6) 「上清帝第四書」(姜義華・張榮華編校『康有為全集』《国家清史編纂委員會・文献叢刊》 中国人民大学出版社、二〇〇七年)第二集、八一～八八頁。

(7) 『日本書目志』は、同書、第三集、二六三～五二四頁、に収録されている。

(8) 本稿では『慎始齋叢書』(一八九七年)所収本を用いた。

(9) 王宝平「康有為『日本書目志』出典考」(『汲古』五七号、二〇一〇年)。

(10) 本稿では『中国近代期刊叢刊』(中華書局)所収の影印本を用いた。

(11) 三石善吉『伝統中国の内発的発展』(研文出版、一九九四年)二四二頁。

(12) 古城については、沈国威『時務報』の東文報訳と古城貞吉』(『アジア文化交流研究』四号、二〇〇九年)を参照。一八八五年第一高等学校退学とするが、この時一高は未だ存在しなかった。

(13) 米合衆国憲法の訳文は『三洲日記』光緒二年一月二〇日の条に記載されている。この日記は、任青・馬忠文整理『張蔭桓日記』(上海書店出版社、二〇〇四年)に

収録されている。

(14) なお米人宣教師アレクサンダー・ヤング・アラン(Young J. Allan, 「林樂知」)は一八八一年『万国公報』に米合衆国憲法及び修正一五カ

条を「開創政体」「修増政体」として紹介し、三権を「立法権柄」「行法権柄」「審判総権」と訳している。ただこの記事が中国知識人にとりどのように受けとめられたかは不明でない。『万国公報』「統環遊地球略述」第二六、二七

次、二七〇～三七二、三七九頁。王林『西学与变法—万国公報』研究—(齊魯書社、二〇〇四年)七三～七四頁。

(15) 陳蘭彬も張蔭桓も在米華人保護問題に関連して連邦政府と州の關係に注目していた。これが合衆国憲法の翻訳及び日記への収録をもたらしたといわれる。箱田恵子『外交官の誕生—近代中国の対外態勢の変容と在外公館—』(名古屋大学出版会、二〇一二年)九三、三〇五頁。

(16) 本稿では澳門基金会・上海社会科学院出版社刊の影印本を用いた。

(17) 『時務報』第二二冊。

(18) 『知新報』第四八冊。

(19) のち梁は、「論湖南応弁之事」(『湘報』第二七号、一八九八年四月六日)で、「議事」と「行事」を分けるのは権限を画定して「舞文」の弊害を除去するためであると説明している。龔郭清『追求民族富強和人性円満—戊戌変法時期梁啓超政治思想透視—』(西北大学出版社、二〇〇三年)七三、一五三頁。

(20) 馬建忠の憲法論については、佐々木「清末の「憲法」

一六五頁以下、を参照されたい。

- (21) 『康有為全集』第四集、二一〜七頁。
- (22) 同書、一一〜一六頁。
- (23) 同書、八五〜八六頁。
- (24) 『日本変政考』は、同書、一〇三〜二九四頁、に収録されている。
- (25) 本稿では『中国近代期刊彙刊』（中華書局）所収の影印本を用いた。
- (26) 『論学日本文之益』『清議報』第一〇冊。丁文江・趙豊田編・島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第一卷（岩波書店、二〇〇四年）二九四〜二九五、四一三頁。
- (27) 『国家論』はその後、第一五〜一九、二三、二五〜三一冊に掲載され、不自然な形で中断されている。版權問題にからむ吾妻からのクレームによるものといわれる。狭間直樹「中国近代における帝国主義と国民国家」（同編『西洋近代文明と中華世界』京都大学学術出版会、二〇〇一年）一一、二二頁。このあと「政治学譚」欄は二年間『清議報』から姿を消し、第九六冊（一九〇一年一月一日）に至り「政治学案」として復活し、ホップス、スピノザ、ルソーが取り上げられている。
- (28) 狭間直樹「梁啓超研究与『日本』」（『近代中国史研究通訳』二四期、一九九七年）五〇頁。なお来日後半年ほどの梁が加藤弘之の文章を独力で翻訳しえたのかについては疑問が残る。羅普らが協力したとみるのが自然であろう。また、一八九八年二月頃に来日し山本憲の漢学塾で
- 日本語と新聞記事の翻訳を学んだ康孟卿——康有為の従兄——が『清議報』の発行に携わり、知友の漢学者とともに梁の言論活動を支えたことが指摘されている。吉田薫「康孟卿の翻訳作業とその周辺——戊戌政変から『清議報』刊行までを中心に——」（『中国研究月報』六五卷一〇号、二〇一一年）。
- (29) 『清議報』第一一、一五冊。
- (30) 佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』（東京大学出版会、一九九六年）三〇九頁。
- (31) これはフイエ著・中江兆民訳『理学治革史』（一八八六年）に依拠していた。宮村治雄『開国経験の思想史——兆民と時代精神——』（東京大学出版会、一九九六年）二三二頁以下。
- (32) 狭間直樹「新民説」略論」（同編『共同研究 梁啓超——西洋近代思想受容と明治日本——』みすず書房、一九九九年）八二頁。
- (33) 「積弱溯源論」では、今日の欧州の文明政体の国は「永く乱萌を絶つ」という。『清議報』第八三冊。
- (34) 鳥谷部銑太郎「政治学提綱」（『訳書彙編』第一〜二期、一九〇〇年二月〜〇一年一月）は、近代の君主（立憲）政体は憲法を主とし国会を開設し国民に参政権を与え代議制度をとる、立憲政体とは憲法を設け国家統治の機関——立法・行政・司法——を組織するものである、専制政体から立憲政体への変化は天運人心がなせる自然の勢いであると述べ、さらに英独などの立憲君主国と米仏の如き

立憲民主国の政体と憲法を説明している。『訳書彙編』は在日留学生らが創刊した学理の紹介を主とする雑誌であり、『清議報』の広告欄でも取り上げられている。梁啓超の議論には鳥谷部の所論に近いところがあるが、ただ梁が鳥谷部の文章を参照していたかどうかは分からない。

(35) 「積弱溯源論」では、文明諸国で最も尊重される思想・信教・集会・言論・著述・行動の自由は中国のような専制国では厳しく監視、緊縛されているというが、憲法には言及がない。『清議報』第八二冊。

(ささき よう・佐賀大学文化教育学部教授)

